（証券コード 5484）
2021年６月10日

株　主　各　位

仙台市太白区長町七丁目20番１号
東北特殊鋼株式会社
代表取締役社長　成瀬　真司

第122期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第122期定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、適切な対応策を実施させていただいたうえで下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただき、当日のご来場をお控えいただくこともご検討のうえ慎重なご判断をお願い申し上げます。

なお、事前の議決権行使にあたりましては、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2021年６月24日（木曜日）午後５時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月25日（金曜日）午前10時　（午前９時30分受付開始）

２．場　　所　仙台市青葉区中央一丁目１番１号
ホテルメトロポリタン仙台　４階　千代（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
※昨年と開催場所を変更しておりますのでご注意ください。

３．目的事項

報告事項
１．第122期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第122期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役５名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始は午前９時30分を予定しております。
○事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tohokusteel.com）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

〈ご来場される株主様へのお願い〉

○株主総会開催時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
○ご来場の際は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。マスクをご着用いただけない場合は会場へのご入場をお断りさせていただきます。
○感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある方、妊娠されている方は特に慎重な判断をお願いいたします。
○当日、体調がすぐれない方、特に発熱されている株主様は出席をご遠慮いただきますようお願いいたします。
○入場時に体温を計測させていただき、発熱が認められる場合や体調不良と思われる方はご入場をお断りさせていただく場合がございます。また、入場時のアルコール消毒液による手指消毒のお願いや、場内の座席間隔の確保等、感染予防措置を行う予定となっておりますので、あらかじめご了承ください。
○出席役員および運営スタッフはマスク等を着用のうえ対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年６月25日（金曜日）
午前10時
（受付開始：午前９時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年６月24日（木曜日）
午後５時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年６月24日（木曜日）
午後５時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

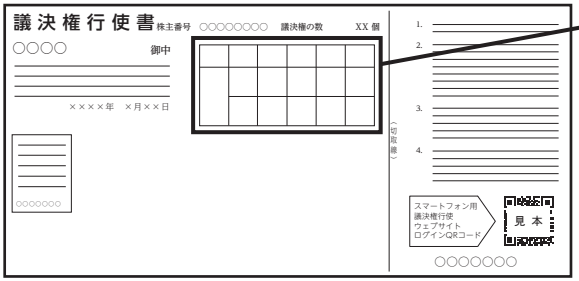

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第３号議案

- 全員賛成の場合　≫「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合　≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合　≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第１、２、４、５号議案

- 賛成の場合　≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合　≫「否」の欄に○印

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

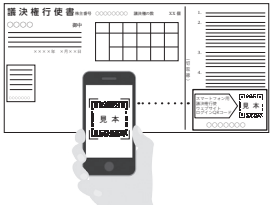

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

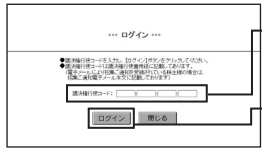

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類

金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金９円　　総額67,760,361円

（これにより中間配当を含めました年間配当金は、１株につき16円となります。）

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、2021年５月14日開催の取締役会において、取締役会の意思決定および監督機能の強化ならびに経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な体制を構築することを目的として、執行役員制度の導入を決定しました。コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、以下について変更するものであります。

（１）執行役員制度の導入に伴い、取締役会の経営意思決定機能と業務執行監督機能をより明確にし、十分な議論がなされ迅速かつ的確な意思決定ができるよう取締役の員数を適正規模に保つため、現行定款第20条（員数）について「13名以内」から「９名以内」に減員するものであります。

（２）取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第22条（任期）について、「２年以内」から「１年以内」に短縮するものであります。

（３）取締役および監査役の責任を取締役会決議によって一部免除できることが会社法第426条第１項に基づいていることを明記し、また当社が責任限定契約を締結できる役員の範囲が会社法第427条第１項の規定の範囲に基づいていることを明記するために、現行定款第30条（取締役の責任免除）および第40条（監査役の責任免除）を変更するものであります。なお、現行定款第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

（４）機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするよう、第44条（剰余金配当等の決定機関）を新設します。

（５）条文の新設に伴い、条数の変更を行います。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１条～第19条　（条文の記載省略）	第１条～第19条　（現行どおり）
（員　数） 第20条　当会社の取締役は、13名以内とする。	（員　数） 第20条　当会社の取締役は、９名以内とする。
第21条　（条文の記載省略）	第21条　（現行どおり）
（任　期） 第22条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　（条文の記載省略）	（任　期） 第22条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第23条～第29条　（条文の記載省略）	第23条～第29条　（現行どおり）
（取締役の責任免除） 第30条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ②　当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金１００万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	（取締役の責任免除） 第30条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（会社法第２条第15号イに定める業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第31条～第39条　（条文の記載省略）	第31条～第39条　（現行どおり）
（監査役の責任免除） 第40条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ②　当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金１００万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	（監査役の責任免除） 第40条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第41条～第43条　（条文の記載省略）	第41条～第43条　（現行どおり）
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第44条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
第44条～第46条　（条文の記載省略）	第45条～第47条　（現行どおり）

第３号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、執行役員制度の導入に伴う経営体制の効率化を図るため、取締役４名を減員し、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	成瀬真司（なるせ しんじ） （1958年９月22日） ［再任］	2005年10月　大同特殊鋼株式会社鋼材事業部鋼材営業部長 2009年６月　同社特殊鋼事業部事業企画管理部長 2012年６月　同社取締役経営企画部長 2015年６月　同社常務執行役員営業生産統括部担当 2016年６月　大同興業株式会社常務取締役原料営業本部長 2018年６月　同社取締役常務執行役員原料営業本部担当 2019年６月　当社代表取締役社長（現任）	6,900株
	取締役候補者とした理由	成瀬真司氏は、大同特殊鋼グループ企業の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営全般における豊富な見識、リーダーシップ等を有しており、代表取締役社長として、当社のさらなる成長と企業価値向上を実現するため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
2	江幡貴司（えばた たかし） （1959年8月17日） ［再任］	1999年６月　当社技術部技術管理チームリーダー 2004年６月　当社研究開発部溶鍛チームリーダー 2011年６月　当社経営企画部長 2014年６月　当社取締役研究開発部長 2020年６月　当社取締役高機能材料事業部長（現任） 【担当】経営企画部、機能材料事業強化プロジェクト、戦略製品事業化プロジェクト	4,000株
	取締役候補者とした理由	江幡貴司氏は、長年にわたり当社の生産および研究開発に携わり、特殊鋼業界に関する豊富な業務経験およびグループ経営に関する深い知見を有していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
3	野仲博之（のなか ひろゆき） （1957年1月25日） ［再任］	2006年10月　大同特殊鋼株式会社鋼材事業部知多工場技術部副主席部員 2010年５月　当社設備グループ調査役 2010年10月　当社鋼材事業部鋼材工場調査役 2011年６月　当社鋼材事業部鋼材工場長 2015年６月　当社取締役鋼材事業部長兼鋼材工場長（現任） 【担当】ＴＰＭ推進室、施設管理部、技術部、品質保証部	3,500株
	取締役候補者とした理由	野仲博之氏は、大同特殊鋼株式会社および当社の生産における豊富な業務経験および生産技術に関する深い知見を有していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	板橋弘昭（いたばしひろあき） （1963年５月28日） ［再任］	2010年６月　当社名古屋営業所長 2011年10月　当社鋼材事業部鋼材工場管理チームリーダー 2016年５月　当社東京営業所長 2018年６月　当社取締役東京営業所長兼名古屋営業所長 2020年３月　当社取締役営業部長兼営業企画チームリーダー（現任）	3,100株
	取締役候補者とした理由	板橋弘昭氏は、長年にわたり当社の営業に携わり、特殊鋼業界における営業・販売戦略上の知識・経験を豊富に有していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
5	牛込進（うしごめすすむ） （1935年8月28日） ［再任］	1987年６月　東京窯業株式会社代表取締役社長 2004年６月　当社社外監査役 2005年６月　東京窯業株式会社代表取締役会長（現任） 2006年６月　当社社外取締役（現任） 【重要な兼職の状況】東京窯業株式会社代表取締役会長	0株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要	牛込進氏は、長年にわたり東京窯業株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 また牛込進氏が引き続き社外取締役に選任された場合には、取締役会においては、耐火物関連事業や環境関連製品、窯業機械器具等の製造・販売を行う企業経営者としての専門的知見や海外を含むグループ子会社を統括してきた見識から助言いただき、経営の監督と取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための社外取締役に求められる役割・責務を発揮していただくことを期待しております。	

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．牛込進氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は同氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり選任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
３．牛込進氏は、同氏が代表取締役会長を務める東京窯業株式会社は当社発行済株式総数の7.89％を保有する大株主であります。また、当社は東京窯業株式会社と仕入取引がありますが、直近の会見年度におけるその取引額は僅少であります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって15年間であります。また、同氏は、当社社外取締役就任前2年間において当社社外監査役でありました。
４．社外取締役候補者であり、現在、当社の社外取締役である牛込進氏は当社との間で、責任限定契約を締結しております。第２号議案が原案どおり承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合は、社外取締役として、当社との間で責任限定契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項で定める最低限度額としてその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
５．当社は、各候補者との間で、会社法第430条の２第１項の規定に基づき、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、役員等が不正な利益を図り、また会社に損害を加える目的で職務を執行したものであったことが判明した場合、情報提供、報告を怠ったまたは遅延した場合、その職務を行うにつき悪意または重過失があったことにより損害賠償を請求された場合を除く）補償契約を締結しております。各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、保険会社との間で各候補者を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、現契約では保険料のうち基本保険料は当社が負担し、株主代表訴訟担保特約部分を被保険者個人が負担しておりますが、上記の更新後は特約分を含め当社が全額負担する予定となっております。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役秋保博志氏が本総会の終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役１名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、監査役候補者の任期は、当社の定款により、退任監査役の任期満了までとなります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
藤井（ふじい）　利光（としみつ） （1960年12月20日） ［新任］	2007年 12月　大同特殊鋼株式会社技術サービス部 部長 2009年 ６月　同社特殊鋼商品開発部 部長 2012年 ７月　当社品質保証部調査役 2014年 １月　当社品質保証部長（現任）	2,200株
監査役候補者とした理由	藤井利光氏は、当社および大同特殊鋼株式会社において品質保証・技術サービス・商品開発部門の責任者を務め、また品質管理システムへの深い造詣から、コンプライアンスやリスクマネジメント、内部監査に関する見識を高い水準で有し、当社監査役に必要な見識・専門性・能力を十分に有しております。その経歴から客観的な視点に基づいた経営の監督とチェック機能を期待し、新たに監査役候補者としたものであります。	

（注）１．藤井利光氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．第２号議案が原案どおり承認可決され、藤井利光氏が監査役に選任された場合は、監査役として、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項で定める最低限度額として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

３．藤井利光氏の選任が承認された場合は、会社法第430条の２第１項の規定に基づき、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、役員等が不正な利益を図り、また会社に損害を加える目的で職務を執行したものであったことが判明した場合、情報提供、報告を怠ったまたは遅延した場合、その職務を行うにつき悪意または重過失があったことにより損害賠償を請求された場合を除く）補償契約を締結する予定であります。

４．当社は、保険会社との間で役員を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。藤井利光氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、現契約では保険料のうち基本保険料は当社が負担し、株主代表訴訟担保特約部分を被保険者個人が負担しておりますが、上記の更新後は特約分を含め当社が全額負担する予定となっております。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
浅野　樹仁（あさの　たつひと） （1957年１月24日）	2012年４月　大同興業株式会社監査部長 2013年４月　同社人事部長 2019年４月　同社理事 2019年６月　同社常勤監査役（現任） 【重要な兼職の状況】 大同興業株式会社　常勤監査役	0株
補欠の社外監査役候補者とした理由	広く鉄鋼業界に精通しており、その経歴から客観的な視点に基づいた経営の監督とチェック機能を期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。	

（注）１．浅野樹仁氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．浅野樹仁氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．浅野樹仁氏は現在および過去10年間に当社の特定関係事業者である大同興業株式会社の業務執行者および役員であり、過去２年間に同社から報酬等を受けており、今後も受ける予定であります。

４．浅野樹仁氏が監査役に就任した場合は、会社法第430条の２第１項の規定に基づき、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、役員等が不正な利益を図り、また会社に損害を加える目的で職務を執行したものであったことが判明した場合、情報提供、報告を怠ったまたは遅延した場合、その職務を行うにつき悪意または重過失があったことにより損害賠償を請求された場合を除く）補償契約を締結する予定であります。

５．第２号議案が原案どおり承認可決され、浅野樹仁氏が監査役に就任した場合は、監査役として、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。

・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項で定める最低限度額として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により急激に冷え込み、幅広い業種で影響を受ける形となりました。2020年５月の緊急事態宣言解除後は、国内の景気は緩やかに回復傾向となりましたが、年末にかけて感染者数が再び増加し2021年１月には二度目の緊急事態宣言が発出されるなど、極めて厳しい状況が続きました。

特殊鋼業界の主要な需要先である自動車産業においては、国内生産は回復基調に転じつつあるものの、いち早く需要回復した中国を除き世界的に販売の不振が続きました。

このような環境の中、当社グループの特殊鋼事業につきましては、国内外向けの耐熱鋼および磁性材を中心に、売上高は第２四半期を底に回復基調とはなりましたが前年の水準までには至らず、累計期間で前年実績を下回りました。利益面では、売上減による減少を抑制するため大幅な固定費の圧縮を図るとともに、内製化や歩留り向上をはじめとした原価低減活動の推進等に努めたものの前年実績を下回り、減収減益となりました。また、当社の連結子会社であるTOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITEDは、主要需要先であるインド自動車産業の落ち込みに加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、業績が計画を大きく下回って推移しており、特別損失（固定資産の減損）を計上しております。

不動産賃貸事業につきましては、新型コロナウイルスの影響により商業施設の賃料を一時的に減額したことにより収益は減少いたしました。

その結果、当連結会計年度における売上高は前連結会計年度比33億４千４百万円減の161億８千６百万円となりました（事業別売上高は下表のとおりであります）。経常利益は前連結会計年度比４億５千９百万円減の15億３千９百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比10億３千２百万円減の４億２千７百万円となりました。

また、当社の業績につきましては、売上高は前期比31億８千６百万円減の132億２千３百万円となりました。経常利益は前期比１億５千４百万円減の10億６千２百万円、当期純損失は４億６千７百万円（前期は当期純利益９億３千５百万円）となりました。

事業別売上高の推移

事　業　別	第 119 期 (2018年3月期)	第 120 期 (2019年3月期)	第 121 期 (2020年3月期)	第 122 期 (2021年3月期)
特殊鋼事業（百万円）	17,898	17,944	17,242	13,981
不動産賃貸事業（百万円）	2,513	2,283	2,289	2,205
計　（百万円）	20,411	20,228	19,531	16,186
前期比増減率　（%）	9.1	△0.9	△3.4	△17.1

（注）　記載金額の単位未満は切り捨てて表示しております。

⑵ 資金調達の状況

当連結会計年度中において増資その他特記すべき事項はありません。

⑶ 設備投資等の状況

当連結会計年度中において、実施いたしました設備投資等の総額は１２億４千４百万円であります。

事業セグメント別の設備投資等は、次のとおりであります。

特殊鋼事業	１２億３千４百万円であり、主なものは当社特殊鋼鋼材設備・精密加工設備・熱処理加工設備の増強、更新および能力向上のための改造であります。
不動産賃貸事業	９百万円であり、主なものは商業施設の特別高圧受電設備工事によるものであります。

⑷ 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染拡大で甚大な影響を受けた世界経済は、ワクチンの普及や各国政府の経済支援策により回復することが期待されるものの、今後の見通しにつきましては依然として不透明な状況にあります。

さらに、国内特殊鋼業界においては、海外材料メーカーとの競争激化や一段と加速しつつあるＥＶなどの次世代自動車化への対応等、直面している課題は多くあります。

当社グループの特殊鋼事業におきましては、自動車需要の変動や、先行き不透明な半導体関連需要など、先の読めない環境にありますが、組織力を強化し、材料から加工までを行う一貫製造のノウハウを活かした高付加価値製品の市場開発に努めるとともに生産工程におけるコスト削減・自動化・効率化を更に推し進め、収益改善を図ってまいります。また、新規に立ち上げたプロジェクトにより、磁歪クラッド鋼の製品開発およびマーケティング活動、拡散接合事業における用途開発を強力に推進します。海外での事業展開につきましては、インド子会社の安定生産に向けた取組みをより強固に進めてまいります。

これらの施策を通じ、グローバルブランドの確立を目指しつつ、良き企業市民としてコンプライアンス、環境保全などに積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第 119 期 (2018年3月期)	第 120 期 (2019年3月期)	第 121 期 (2020年3月期)	第 122 期 (2021年3月期)
売上高（百万円）	20,411	20,228	19,531	16,186
経常利益（百万円）	2,667	2,262	1,998	1,539
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,905	1,606	1,459	427
１株当たり当期純利益（円）	253.04	213.38	193.88	56.73
総資産（百万円）	26,640	27,604	28,762	29,786

（注）「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第120期の期首から適用しており、第119期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分	第 119 期 (2018年3月期)	第 120 期 (2019年3月期)	第 121 期 (2020年3月期)	第 122 期 (2021年3月期)
売上高（百万円）	17,100	17,071	16,410	13,223
経常利益（百万円）	1,964	1,512	1,216	1,062
当期純利益（百万円）	1,449	1,133	935	△467
１株当たり当期純利益（円）	192.53	150.51	124.19	△62.14
総資産（百万円）	17,767	18,174	18,755	18,557

（注）１．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第120期の期首から適用しており、第119期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
２．△印は、損失を示します。

⑹ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東特エステートサービス株式会社	495百万円	100％	不動産賃貸業およびビルメンテナンス業
東特興業株式会社	10百万円	100％	鋼材・加工品等の販売
TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.	460百万タイ・バーツ	100％	加工品等の製造・販売
TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED	1,000百万インド・ルピー	100％	特殊鋼鋼材の製造・販売

⑺ 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社グループは、当社および連結子会社４社により構成されており、その主な事業内容は次のとおりであります。

特殊鋼事業　　下記製品の製造、加工および販売
特殊鋼鋼材（耐熱鋼・特殊ステンレス鋼等）、磁性材料、合金、冷間鍛造品、精密加工製品、熱処理加工、表面改質、計測機器、電磁石

不動産賃貸事業　　不動産の賃貸およびメンテナンス

⑻ 主要な営業所および工場（2021年３月31日現在）

① 当社

本　　社	宮城県柴田郡村田町
工　　場	宮城県柴田郡村田町、茨城県土浦市
営 業 所	東京営業所（東京都中央区）、名古屋営業所（愛知県名古屋市）、仙台営業所（宮城県柴田郡村田町）

（注）１．登記上の本店は仙台市太白区でありますが、本社業務は宮城県柴田郡村田町で行っております。
２．仙台営業所は2020年７月６日をもって仙台市太白区から本社（宮城県柴田郡村田町）に移転しております。

② 子会社

名　　称	所　　在　　地
東特エステートサービス株式会社	仙台市太白区
東　特　興　業　株　式　会　社	仙台市太白区
TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.	タイ王国 チョンブリ県
TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国 アーンドラ・プラデシュ州

⑼ 従業員の状況（2021年３月31日現在）

① 企業集団の従業員数

事業別	従業員数	前期比増減数
特殊鋼事業	445（71）名	18（△22）名
不動産賃貸事業	43（21）	0（0）
合計	488（92）	18（△22）

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期比増減数
317（68）名	17（△22）名

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。

⑽ 主要な借入先（2021年３月31日現在）

該当する事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

⑴　**発行済株式の総数（普通株式）**　　7,528,929株（自己株式21,071株を除く）

⑵　**株主数**　　884名

⑶　**大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
大同特殊鋼株式会社	2,549千株	33.86%
岡谷鋼機株式会社	752	9.99
光通信株式会社	683	9.08
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライスド ストック ファンド（プリンシパル オール セクター サブポートフォリオ）	613	8.14
東京窯業株式会社	594	7.89
株式会社七十七銀行	300	3.99
三井住友信託銀行株式会社	200	2.66
芝本産業株式会社	173	2.30
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	140	1.87
ビービーエイチ フィデリティ グループ トラストベネフィット（プリンシパル オール セクター サブポートフォリオ）	104	1.38

（注）１．大同特殊鋼株式会社の所有株式のうち、1,794千株は下記の各信託銀行に管理有価証券信託として委託されております。

㈱日本カストディ銀行　370千株　　野村信託銀行㈱　370千株

㈱あおぞら銀行　360千株　　みずほ信託銀行㈱　360千株

三菱ＵＦＪ信託銀行㈱　334千株

２．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

３．持株比率は自己株式21,071株を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2021年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	成瀬真司	
取締役	大橋次雄	TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED　代表取締役社長
取締役	江幡貴司	高機能材料事業部長 経営企画部・機能材料事業強化プロジェクト・戦略製品事業化プロジェクト担当
取締役	野仲博之	鋼材事業部長、鋼材工場長 TPM推進室・施設管理部・技術部・品質保証部担当
取締役	山本博行	複合加工事業部長、精密加工工場長、精密加工工場品質保証チームリーダー
取締役	尾形　仁	TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.　代表取締役社長
取締役	板橋弘昭	営業部長、営業企画チームリーダー
取締役	小林淳二	総務人事部・経理部担当 東特エステートサービス株式会社　代表取締役社長
取締役	牛込　進	東京窯業株式会社　代表取締役会長
常勤監査役	秋保博志	
監査役	氏家照彦	株式会社七十七銀行　代表取締役会長
監査役	北浦史朗	大同興業株式会社　執行役員経営企画部長

（注）１．取締役牛込進氏は、社外取締役であります。
２．監査役氏家照彦氏および北浦史朗氏は、社外監査役であります。
３．当社は、牛込進氏および氏家照彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．常勤監査役秋保博志氏は、経理業務に長年携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役氏家照彦氏は、銀行における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．監査役北浦史朗氏は、大同興業株式会社の執行役員経営企画部長であり、幅広い見識を有し、当社の企業経営全般に対して監査を行う知見を有しております。
７．当事業年度中の取締役の重要な兼職の異動は次のとおりです。
・取締役大橋次雄氏は、2020年10月１日付で当社子会社であるTOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITEDの代表取締役社長に就任いたしました。
・取締役小林淳二氏は、2020年10月１日付で当社子会社である東特エステートサービス株式会社の代表取締役社長に就任いたしました。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項で定める最低責任限度額としております。

⑶ 補償契約の内容の概要等

当社は、各取締役および各監査役との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、補償の要否および範囲等の判断は、原則として社外取締役または外部の弁護士その他の専門家によって構成される補償委員会における審議および承認を要件としております。また、役員等が不正な利益を図り、また会社に損害を加える目的で職務を執行したものであったことが判明した場合、情報提供、報告を怠ったまたは遅延した場合、その職務を行うにつき悪意または重過失があったことにより損害賠償を請求された場合には、補償の対象としないこととしております。

⑷ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で取締役および監査役を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。当該保険契約の保険料のうち基本保険料は当社が負担し、株主代表訴訟担保特約部分を被保険者個人が負担しておりますが、上記の更新後は特約分を含め当社が全額負担する予定となっております。

⑸ 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬（月額報酬）	業績連動報酬（賞与）	非金銭報酬	
取締役（社外取締役を除く）	82,165	78,295	3,870	－	8
監査役（社外監査役を除く）	11,886	11,886	－	－	1
社外役員	6,120	6,120	－	－	3

（注）１．株主総会の決議に基づく取締役の報酬限度額は年額200,000千円、監査役の報酬限度額は年額50,000千円であります。（2010年６月29日開催の第111期定時株主総会決議）当該株主総会終結時点の取締役の員数は９名（うち社外取締役１名）、監査役の員数は３名（うち社外監査役２名）です。

２．上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）として51,362千円を支給しております。

３．取締役会は、取締役による業務執行を統括し、経営を監視・評価する立場にあることから、代表取締役社長成瀬真司氏に対し、各取締役の職務、会社業績を総合的に勘案して具体的な報酬の額の決定することを一任しております。

② 取締役の個人別の報酬等についての決定方針

当社の持続的な成長を図り、業績向上に対する健全なインセンティブが機能することを目的とし、当社は2021年３月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。

(イ) 基本方針

当社の持続的な成長に向けて健全なインセンティブが機能することを目的として、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえ、第三者が調査した民間企業の役員報酬等の情報を参考に適正な水準とすることを基本方針としております。

(ロ) 取締役の個人別の報酬等の構成

2010年６月29日開催の第111期定時株主総会の決議に基づき、報酬等の限度額である年額200,000千円以内で、社内取締役については役員経験年数を加味した「月額報酬」（固定報酬）と業績向上に対するインセンティブを与えるための「賞与」（業績連動報酬）で構成しております。また、社外取締役については、経営上の意思決定や業務執行についての監視・監督の役割から賞与は支給せず、経験年数を加味した「月額報酬」（固定報酬）としております。

(ハ) 業績連動報酬等に関する方針

企業の営業・財務活動の結果であって、総合的な収益力を示し、業務執行の成果が直接的に反映されることから経常利益を指標としております。

なお、当事業年度を含む経常利益の推移は１．（５）財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。当社の業績連動報酬は、基準額に対し経常利益を指標とした業績係数を乗じ決定しております。

(ニ) 報酬等の割合に関する方針

当社では、「月額報酬」（固定報酬）と、経常利益を指標とした「賞与」（業績連動報酬）を中心とした「金銭報酬」にて取締役の個人別の報酬等を構成しており、「非金銭報酬」は支給しておりません。

(ホ) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

「賞与」については、取締役会が賞与支給が適切でないと判断したとき以外は、年１回一定の時期に支給しております。

(ヘ) 報酬等の決定の委任に関する事項

報酬等の決定は、取締役による業務執行を統括し、経営を監視・評価する立場にある代表取締役社長に委任いたします。

⑹ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役牛込進氏は、東京窯業株式会社の代表取締役会長であり、同社は当社の大株主であります。また、当社は同社と仕入取引がありますが、当事業年度におけるその取引額は僅少であります。

・社外監査役氏家照彦氏は、株式会社七十七銀行の代表取締役会長であり、同社は当社の大株主であります。

・社外監査役北浦史朗氏は大同興業株式会社の執行役員経営企画部長であり、同社と当社とは製品の販売および仕入れ取引等があります。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役　牛込進	当事業年度に開催された取締役会７回のうち６回に出席いたしました。牛込進氏は、社外取締役に就任以降、取締役会においては、耐火物関連事業や環境関連製品、窯業機械器具等の製造・販売を一貫して行う企業の経営者としての専門的知見や、海外を含むグループ子会社を長年統括してきた企業経営者としての豊富な経験から助言を行うなど、経営の監督と取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外監査役　氏家照彦	当事業年度に開催された取締役会７回の全てに、また監査役会７回の全てに出席いたしました。氏家照彦氏は、金融業界における幅広い見識と長年にわたる銀行経営の経験等の専門的な知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、当社の内部統制やコンプライアンス等について適宜必要な発言を行っております。
社外監査役　北浦史朗	当事業年度に開催された取締役会７回の全てに、また監査役会７回の全てに出席いたしました。北浦史朗氏は、鉄鋼業界における幅広く精通した専門的な知見により、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を客観的な視点に基づき行っております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、当社の内部統制やコンプライアンス等について適宜必要な発言を行っております。

５．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	支　払　額
当社の会計監査人としての報酬等の額	24,500千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,500千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り算定根拠について必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
３．当社の子会社であるTOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.およびTOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITEDは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

⑶ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任します。また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出します。

６．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、会社法第362条第５項の規定に基づき、同条第４項第６号ならびに会社法施行規則第100条第１項および第３項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりであります。

①内部統制基本方針

当社は会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および当社子会社の業務の適正を確保するための体制を整備し、法令遵守、財務報告の信頼性、業務の有効性・効率性確保、リスク管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図る。

②取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は「東北特殊鋼企業倫理憲章」および「東北特殊鋼の行動基準」を制定しすべての取締役および使用人に配布するとともに、代表取締役社長が「倫理をもって行動し法令を遵守していくことの重要性」の周知を図る。

また、当社は代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置、リスクマネジメント・コンプライアンス担当役員を選任し、取締役、使用人が「東北特殊鋼の行動基準」を遵守するよう啓蒙、監査、改善、是正に努める。リスクマネジメント委員会はコンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。

代表取締役社長は監査室を直轄する。監査室は指示に基づき業務執行状況の内部調査を実施し、代表取締役社長に報告する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録され「文書管理規程」に従い保存される。当社の取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

また、保存情報は「情報管理規程」「個人情報取扱管理規程」に基づき適正に管理される。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の「リスクマネジメント委員会」は当社および子会社において近い将来予想されるリスクおよび潜在リスクを排除、防止するための審議を行う。突発危機発生時は対外的影響を最小限にするための対応策を協議する。当社は宮城県沖地震や東日本大震災を想定した地震対策を計画的に実行し、生産設備等の耐震性強化を図っている。

また、当社は品質マネジメントを維持・向上させるための「品質会議」、環境負荷低減を果たすための「環境委員会」および使用人の災害防止と健康管理増進のための「安全衛生委員会」を定期的に開催する。

⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役および使用人が共有する目標を定め、これに基づく３年度を期間とする中期経営計画を策定する。

取締役会は中期経営計画の具体化として、事業部門別の業績目標と予算を６ヵ月ごとに設定する。

当社は中期経営計画、業績目標を達成するために取締役の職務権限と分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

当社は「取締役会」を３ヵ月に１回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の報告を行う。さらに取締役の職務の執行の効率性を高めるため、毎月１回「常勤役員会」を開催する。

⑥当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の担当取締役は子会社の非常勤取締役に就任し、子会社を監視、監督する。

コンプライアンスについては、当社は子会社に「東北特殊鋼企業倫理憲章」および「東北特殊鋼の行動基準」を配布し、法令遵守意識を周知させるように努める。

当社経営企画部および総務人事部は以下の事項につき「関係会社管理規程」に従って統括管理する。

(イ) 当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(ニ) 当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議の上、監査室員を監査役の補助すべき使用人として指名することができる。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

当該使用人の人事異動については監査役の同意を得るものとする。

⑨監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するのに必要な時間を監査室長に確保させる。

⑩その他の監査役への報告に関する体制

監査役は業務執行に関する重要な会議に出席することができる。

当社の取締役および使用人は当社の監査役に対して、法定の事項に加え、以下の事項の報告を速やかに行うものとする。

(イ) 当社および子会社の業務または財務に重大な影響を及ぼす恐れのある事項
(ロ) 取締役または使用人が法令違反、定款違反をする恐れのある場合
(ハ) 内部監査の実施状況
(ニ) 従業員の情報提供・相談窓口（ホットライン）の通報状況

また、子会社の取締役および使用人ならびにこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、子会社に関する（イ）～（ニ）に掲げる事項の報告を速やかに行うものとする。監査室は子会社監査の結果報告の際に、子会社の取締役、監査役および使用人から聴取した内容を当社の監査役に報告する。

⑪監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に通報・報告をした者が監査役に通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定める。

⑫監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、経営企画部および総務人事部において審議のうえ、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理する。

⑬その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査部門および会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

⑭反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた体制の整備をしております。その基本方針に基づき、以下の具体的な取組みを行っております。

半期に１回、リスクマネジメント委員会を開催し、内部統制システムの運用上、見出された問題点の是正、改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取組み状況を報告し、運用状況についてモニタリングを行っております。

当事業年度におきましては、グループ内部統制体制の一層の充実に向け、内部監査項目の精査を行うとともに、法令遵守に向けた取組みとしてハラスメント、独禁法等、当社が重要と位置付ける法規に関する従業員教育をe-learning形式で実施しました。また新入社員教育の一環としてコンプライアンス、内部統制に関する研修を行っております。

実務面では下請法対応適正化に向けた各種帳票の見直し、契約書審査の強化を進めました。

また、公益通報者保護法の改正に伴い、内部通報制度の体制強化(外部通報)を実施しました。

防災・安全・環境面についての取組みも積極的に進めております。防災については、防災訓練の内容の見直し、従業員教育による防災対応の強化を行うとともに、本社所在地である宮城県柴田郡村田町と防災協定を締結致しました。また、環境面ではISO14001の更新に際し、法改正への適切な対応も実施し、当社グループ内での安全・環境対応に関する連携強化も進めました。

また、新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止策に加え、人権に対する配慮を喚起させる周知を行っております。

連結貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	12,796,141	流動負債	3,457,786
現金及び預金	5,402,943	支払手形及び買掛金	1,952,410
受取手形及び売掛金	2,886,764	未払法人税等	177,680
電子記録債権	868,643	賞与引当金	319,666
有価証券	711,960	役員賞与引当金	4,220
商品及び製品	573,848	その他	1,003,809
仕掛品	1,239,652	固定負債	2,163,162
原材料及び貯蔵品	835,864	長期預り金	1,846,624
その他	276,795	修繕引当金	238,440
貸倒引当金	△329	退職給付に係る負債	70,972
固定資産	16,990,073	その他	7,124
有形固定資産	10,307,156	負債合計	5,620,948
建物及び構築物	4,822,789	純資産の部	
機械装置及び運搬具	2,062,255	株主資本	23,684,810
工具器具備品	141,639	資本金	827,500
土地	2,278,349	資本剰余金	560,993
建設仮勘定	980,910	利益剰余金	22,314,634
その他	21,211	自己株式	△18,316
無形固定資産	72,219	その他の包括利益累計額	480,455
投資その他の資産	6,610,696	その他有価証券評価差額金	602,951
投資有価証券	6,277,063	為替換算調整勘定	△122,495
従業員長期貸付金	1,273	純資産合計	24,165,266
繰延税金資産	96,836		
その他	236,155		
貸倒引当金	△630		
資産合計	29,786,215	負債・純資産合計	29,786,215

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**16,186,968**
売上原価		13,283,175
売上総利益		**2,903,792**
販売費及び一般管理費		1,556,211
営業利益		**1,347,580**
営業外収益		
受取利息及び配当金	66,142	
為替差益	31,569	
雇用調整助成金	89,367	
その他	34,199	221,279
営業外費用		
売上割引	8,439	
固定資産除却損	4,789	
支払手数料	10,647	
その他	5,832	29,709
経常利益		**1,539,150**
特別利益		
受取保険金	97,670	
補助金収入	17,000	114,670
特別損失		
減損損失	649,520	
災害による損失	89,700	
投資有価証券評価損	60,173	
固定資産圧縮損	16,569	815,962
税金等調整前当期純利益		**837,857**
法人税、住民税及び事業税	375,600	
法人税等調整額	35,144	410,744
当期純利益		**427,113**
親会社株主に帰属する当期純利益		**427,113**

連結株主資本等変動計算書

(2020年４月１日から
2021年３月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	827,500	560,993	22,038,099	△18,316	23,408,276
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△150,578		△150,578
親会社株主に帰属する当期純利益			427,113		427,113
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	276,534	―	276,534
当期末残高	827,500	560,993	22,314,634	△18,316	23,684,810

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	367,800	△193,168	174,631	23,582,908
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△150,578
親会社株主に帰属する当期純利益				427,113
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	235,150	70,672	305,823	305,823
連結会計年度中の変動額合計	235,150	70,672	305,823	582,358
当期末残高	602,951	△122,495	480,455	24,165,266

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

⑴　連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	４社
連結子会社の名称	東特エステートサービス株式会社
	東特興業株式会社
	TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.
	TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

該当事項はありません。

②　持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

該当事項はありません。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

⑷　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準および評価方法

(ｲ) 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

(ﾛ) たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ｲ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、不動産賃貸事業の建物および構築物については、経済的、機能的な実情を勘案した合理的な耐用年数によっております。

(ﾛ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(ﾊ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

(ｲ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ﾛ) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(ﾊ) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(ﾆ) 修繕引当金

賃貸建物等について、将来実施する修繕に係る支出に備えるため、支出見積額を支出の行われる年度に至るまでの期間に配分計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤　重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益および費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥　消費税等の処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「減価償却費」（当連結会計年度は、125千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

３．会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

⑴　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産	659,636千円
減損損失	649,520千円

⑵　その他の情報

当社グループは、主に継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分別に資産のグルーピングを行っており、資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの将来キャッシュ・フローに基づき、減損損失の認識の要否判定を実施しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額）まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として処理しております。

固定資産の減損損失の認識の要否判定および回収可能価額の算定に用いる将来キャッシュ・フローについては、自動車関連市場の成長や効率化によるコスト抑制等、一定の仮定に基づいて作成しております。また、新型コロナウイルス感染症拡大が業績に与える影響は、2021年３月期第２四半期連結会計期間を底として緩やかに回復すると仮定しております。

これらの仮定は将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受けるため、これらの状況が変化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

４．連結貸借対照表に関する注記

⑴　担保提供資産

建物	3,452,903千円
上記の担保資産に対する債務	
長期預り金	1,800,000千円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額	18,950,708千円

⑶　圧縮記帳

固定資産の取得価額から直接控除した工事負担金および国庫補助金等による圧縮記帳額

構築物	142,907千円
機械装置	14,491千円
工具器具備品	2,077千円
⑷　受取手形裏書譲渡高	8,565千円

５．連結損益計算書に関する注記

たな卸資産評価損

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額31,574千円が売上原価に算入されております。

６．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類および総数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末の株式数（株）
普通株式	7,550,000	－	－	7,550,000

⑵　自己株式の種類および株式数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末の株式数（株）
普通株式	21,071	－	－	21,071

⑶　配当に関する事項

①　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年６月29日定時株主総会	普通株式	97,876	13.00	2020年３月31日	2020年６月30日	利益剰余金
2020年10月29日取締役会	普通株式	52,702	7.00	2020年９月30日	2020年11月16日	利益剰余金

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年６月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定です。

(イ) 配当金の総額　67,760千円

(ロ) １株当たり配当額　9.00円

(ハ) 基準日　2021年３月31日

(ニ) 効力発生日　2021年６月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

7．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、資金を効率的に運用するため、デリバティブが組み込まれた複合金融商品を余資の中で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては与信管理規程に従い、主な取引先の信用状況を毎年把握する体制としています。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。

また、有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式、満期保有目的の債券、投資信託及び金銭信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、格付けの高い商品のみを投資対象とし、定期的に保有銘柄の時価や発行体の財務状況等を把握しモニタリングを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日です。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（＊）	時　価（＊）	差　額
⑴　現金及び預金	5,402,943	5,402,943	－
⑵　受取手形及び売掛金、電子記録債権	3,755,407	3,755,407	－
⑶　有価証券及び投資有価証券	6,735,678	6,748,025	12,347
⑷　支払手形及び買掛金	(1,952,410)	(1,952,410)	－

（＊）負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

⑴　現金及び預金、並びに⑵　受取手形及び売掛金、電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑶　有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっています。また、預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

① 満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

（単位：千円）

	種　類	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	⑴　国債・地方債等	－	－	－
	⑵　社債	1,000,000	1,015,742	15,742
	⑶　その他	－	－	－
	小　計	1,000,000	1,015,742	15,742
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	⑴　国債・地方債等	－	－	－
	⑵　社債	850,000	846,605	△3,394
	⑶　その他	－	－	－
	小　計	850,000	846,605	△3,394
合　計		1,850,000	1,862,347	12,347

② その他有価証券における、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種　類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差　額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	⑴　株式	639,680	1,388,951	749,270
	⑵　債券	2,734,856	2,867,709	132,852
	⑶　その他	－	－	－
	小　計	3,374,537	4,256,661	882,123
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	⑴　株式	－	－	－
	⑵　債券	141,719	129,017	△12,702
	⑶　その他	500,000	500,000	－
	小　計	641,719	629,017	△12,702
合　計		4,016,257	4,885,678	869,421

（注）当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある債券について60,173千円減損処理を行っております。

⑷ 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額253,345千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「⑶　有価証券及び投資有価証券」には含めていません。また、長期預り金（連結貸借対照表計上額1,846,624千円）は、返済期間を見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,402,943	－	－	－
受取手形及び売掛金、電子記録債権	3,755,407	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	－	1,250,000	200,000	400,000
その他有価証券のうち満期があるもの	500,000	200,000	－	－
合　　計	9,658,351	1,450,000	200,000	400,000

８．賃貸等不動産に関する注記

⑴　賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、宮城県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設や賃貸住宅等（土地を含む）を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、985,294千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

⑵　賃貸等不動産の時価等に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額および時価は、次のとおりであります。

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
5,202,864	△229,207	4,973,656	24,683,956

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．期中増減額の主な内容は、減価償却費（278,820千円）による減少額であります。

３．期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づき自社で算定した金額、その他の物件については主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

９．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　　3,209円66銭

⑵　１株当たり当期純利益　　56円73銭

貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**9,492,263**
現金及び預金	3,196,148
受取手形	74,397
電子記録債権	854,565
売掛金	2,447,857
有価証券	405,980
商品及び製品	555,065
仕掛品	1,116,309
原材料及び貯蔵品	735,543
前払費用	5,868
その他	100,870
貸倒引当金	△342
固定資産	**9,065,541**
有形固定資産	**4,603,219**
建物	653,021
構築物	68,283
機械装置	1,926,984
車両運搬具	6,286
工具器具備品	76,781
土地	965,116
建設仮勘定	901,254
その他	5,490
無形固定資産	**60,007**
ソフトウェア	59,433
その他	574
投資その他の資産	**4,402,314**
投資有価証券	2,093,069
関係会社株式	1,642,027
出資金	593
長期前払費用	16,704
従業員長期貸付金	1,123
関係会社長期貸付金	566,400
繰延税金資産	43,198
その他	39,886
貸倒引当金	△687
資産合計	**18,557,805**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**2,505,581**
支払手形	42,206
買掛金	1,387,694
未払金	421,442
未払費用	191,070
未払法人税等	106,687
預り金	14,014
前受金	39,051
前受収益	7,759
賞与引当金	286,939
役員賞与引当金	3,870
設備関係支払手形	3,230
その他	1,614
固定負債	**28,992**
その他	28,992
負債合計	**2,534,573**
純資産の部	
株主資本	**15,574,713**
資本金	**827,500**
資本剰余金	**560,993**
資本準備金	560,772
自己株式処分差益	220
利益剰余金	**14,204,536**
利益準備金	73,690
その他利益剰余金	14,130,846
土地圧縮積立金	22,198
別途積立金	10,810,000
繰越利益剰余金	3,298,647
自己株式	**△18,316**
評価・換算差額等	**448,518**
その他有価証券評価差額金	**448,518**
純資産合計	**16,023,231**
負債・純資産合計	**18,557,805**

損　益　計　算　書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**13,223,805**
売上原価		11,053,021
売上総利益		**2,170,784**
販売費及び一般管理費		1,347,929
営業利益		**822,855**
営業外収益		
受取利息及び配当金	104,062	
その他	153,809	257,872
営業外費用		
売上割引	8,439	
その他	10,063	18,503
経常利益		**1,062,224**
特別利益		
補助金収入	17,000	17,000
特別損失		
関係会社株式評価損	1,282,670	
固定資産圧縮損	16,569	1,299,239
税引前当期純損失（△）		**△220,015**
法人税、住民税及び事業税	221,759	
法人税等調整額	26,072	247,831
当期純損失（△）		**△467,847**

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	自己株式処分差益	利益準備金	その他利益剰余金				
					土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	827,500	560,772	220	73,690	22,198	10,810,000	3,917,073	△18,316	16,193,139
事業年度中の変動額									
剰余金の配当							△150,578		△150,578
当期純損失（△）							△467,847		△467,847
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	△618,426	－	△618,426
当期末残高	827,500	560,772	220	73,690	22,198	10,810,000	3,298,647	△18,316	15,574,713

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	303,515	16,496,655
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△150,578
当期純損失（△）		△467,847
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	145,002	145,002
事業年度中の変動額合計	145,002	△473,423
当期末残高	448,518	16,023,231

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準および評価方法

①　有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

②　たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③　役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

⑷　外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑸　消費税等の処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度まで区分掲記しておりました「減価償却費」（当事業年度は、125千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記しておりました「固定資産除却損」（当事業年度は、1,283千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

３．会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

⑴　当事業年度の計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産	594,580千円
減損損失	－千円

（割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったため、減損損失を計上しておりません。）

⑵　その他の情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

４．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額	7,577,543千円
⑵　圧縮記帳	
固定資産の取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額	
機械装置	14,491千円
工具器具備品	2,077千円
⑶　保証債務	
次のとおり連結子会社の預り敷金債務に対して債務保証を行っております。	
東特エステートサービス株式会社	1,800,000千円
⑷　関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	354,764千円
短期金銭債務	474,016千円

５．損益計算書に関する注記

⑴　関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,222,266千円
仕入高	2,929,885千円
営業取引以外の取引高	21,262千円

⑵　たな卸資産評価損

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額21,869千円が売上原価に算入されております。

６．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	21,071	－	－	21,071

７．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	756,061千円
賞与引当金	86,081千円
減損損失	82,037千円
たな卸資産評価損	34,612千円
その他	49,120千円
繰延税金資産小計	1,007,914千円
評価性引当額	△762,979千円
繰延税金資産合計	244,934千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	192,222千円
土地圧縮積立金	9,513千円
繰延税金負債合計	201,736千円
繰延税金資産の純額	43,198千円

⑵　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

８．関連当事者との取引に関する注記

⑴　親会社および法人主要株主等

種　類	会社等の名称	所　在　地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科　目	期末残高(千円)
その他の関係会社	大同特殊鋼㈱	名古屋市東区	37,172百万円	特殊鋼の製造・販売	所有 直接0.0% 被所有 直接10.0%〔23.8%〕	製品の販売ならびに製品の仕入・原材料の購入 転籍５人	製品の販売	551,700	売掛金	64,989
									電子記録債権	162,843
							製品の仕入・原材料の購入	2,796,754	買掛金	465,474

（注）　議決権の所有（被所有）割合欄の〔　〕内は、管理有価証券信託として、信託銀行に委託されている割合であります。

⑵　子会社および関連会社等

種　類	会社等の名称	所　在　地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科　目	期末残高(千円)
子会社	東特エステートサービス㈱	仙台市太白区	495百万円	不動産賃貸	所有 直接100%	旧長町工場用地を賃貸本社工場用地を賃借等 兼任２人	土地賃貸収入	502,692	売掛金	―
							土地賃借料等	71,535	買掛金他	3,569
							債務保証	1,800,000	―	―
子会社	東特興業㈱	仙台市太白区	10百万円	商社	所有 直接100%	製品の販売ならびに製品の仕入・原材料の購入等 兼任３人	製品の販売等	128,006	電子記録債権他	74,731
							製品の仕入・原材料の購入等	61,594	買掛金	4,747
子会社	TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.	タイ王国チョンブリ県	460百万タイ・バーツ	特殊鋼加工製品の製造・販売	所有 直接100%	製造設備購入資金の貸し付け等 兼任２人	資金の回収	69,600	関係会社長期貸付金	566,400
子会社	TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国アーンドラ・プラデシュ州	1,000百万インド・ルピー	特殊鋼鋼材の製造・販売	所有 直接100%	増資の引受 兼任２人	増資	292,000	―	―

⑶　兄弟会社等

種　類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科　目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	大同興業㈱	名古屋市東区	1,511百万円	商社	―	製品の販売ならびに製品の仕入・原材料、および製造設備の購入兼任１人	製品の販売	1,496,158	売掛金	207,708
							製品の仕入・原材料の購入	913,620	買掛金	134,635
							製造設備の購入	75,210	未払金	41,415

（注）　上記関連当事者との取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件および取引条件の決定方針等

１．製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して、価格交渉の上、合理的に決定しております。

２．製品の仕入・原材料および製造設備の購入については、市場価格等を考慮し、価格交渉の上、合理的に決定しております。

３．東特エステートサービス㈱との土地の賃貸借については、近隣地代を参考にした価格によっております。

４．東特エステートサービス㈱の預り敷金債務に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

５．TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は３年据置き、一括返済としております。

６．TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITEDに対する増資の引受については、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

９．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　　2,128円22銭

⑵　１株当たり当期純利益　　△62円14銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月12日

東北特殊鋼株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　神　宮　厚　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　成　田　孝　行　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東北特殊鋼株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東北特殊鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月12日

東北特殊鋼株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　神　宮　厚　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　成　田　孝　行　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東北特殊鋼株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法とその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任　あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任　あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月14日

東北特殊鋼株式会社　監査役会

監査役（常勤）秋保博志㊞

監査役　氏家照彦㊞

監査役　北浦史朗㊞

（注）監査役氏家照彦及び監査役北浦史朗は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

メ　　モ

定時株主総会会場ご案内図

（※昨年と開催場所を変更しておりますのでご注意ください。）

会場　仙台市青葉区中央一丁目１番１号
ホテルメトロポリタン仙台　４階　千代
電話　（022）268－2525（代）

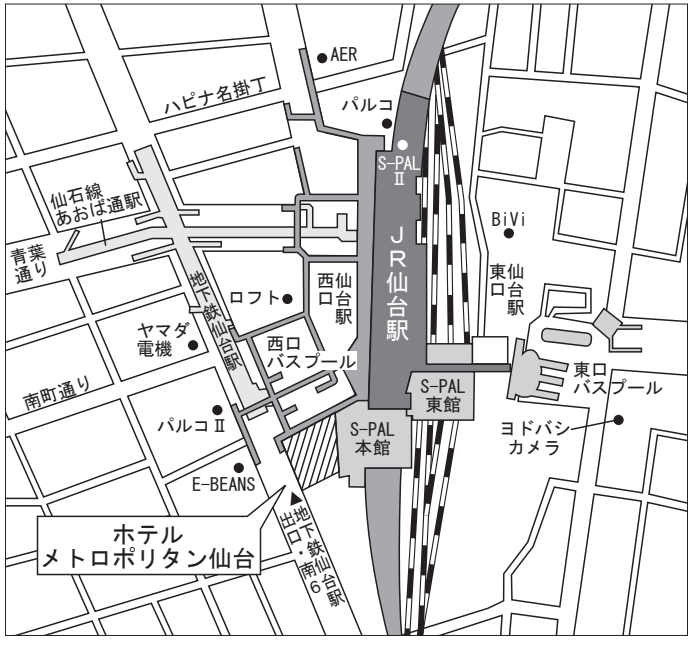

（御参考）次のとおりお越しいただくのが便利と存じます。

・JR仙台駅西口より　徒歩１分
・地下鉄仙台駅南６出口より　徒歩１分
・東北自動車道仙台宮城I.Cより　車で約20分

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
FSC www.fsc.org